

令和2年8月

農業委員会 だより



美しい呉の農地をよみがえらせましょう

農業者を応援する『農業者年金』

60歳未満で国民年金第1号被保険者の農業者であれば加入できます。

読んでますか『全国農業新聞』

農業に関する情報をわかりやすく解説
毎週金曜日発行 700円/月



呉市農業委員会

農業委員の任期満了に伴い、令和2年8月、市長から任命された農業委員19名と農業委員会から委嘱された農地利用最適化推進委員20名が決まりました。

① 呉市農業委員会委員 (19名 任期：令和2年8月1日～令和5年7月31日)

 秋光 (豊) 貴志 委員	 石田 (中立) 尚則 委員	 今井 (安浦) 満 委員	 柏木 (苗代) 健二 委員	 亀山 (安浦) 博司 委員
 北村 (川尻) 正次 委員 (会長)	 大道 (豊) 正孝 委員	 高本 (倉橋) 光之 委員 (会長職務代理者)	 立花 (倉橋) 達也 委員	 田中 (仁方) 慎二 委員
 谷 (郷原) 新子 委員	 長迫 (下蒲刈) 秀 委員	 新田 (豊) 隆次 委員 (会長職務代理者)	 灰原 (豊浜) 松二 委員	 水場 (倉橋) 光輝 委員
 宮脇 (苗代) 和幸 委員	 棕開地 (豊) 省二 委員	 本末 (豊) 満 委員 (会長職務代理者)	 横段 (阿賀) 登 委員 (会長職務代理者)	

※50音順

② 呉市農地利用最適化推進委員 (20名 任期：令和2年8月12日～令和5年7月31日)

担当地区	 荒谷 (枋原) 博司 委員	 惣引 (郷原) 和幸 委員	 平原 (天心) 務 委員	 山田 (押込) 修 委員	 山本 (広) 豊 委員
第1地区 旧呉市	 大須賀 (倉橋) 大 委員	 川本 (音戸) 孝三 委員	 小尻 (音戸) 博行 委員	 佐伯 (倉橋) 健二 委員	 林 (音戸) 敏夫 委員
第2地区 音戸 倉橋	 大番 (安浦) 徳昌 委員	 高橋 (安浦) 靖之 委員	 中川 (安浦) 義則 委員	 平本 (川尻) 真人 委員	 前田 (川尻) 耕壯 委員
第3地区 川尻 安浦	 高畑 (蒲刈) 保久 委員	 土井 (豊) 光弘 委員	 藤本 (蒲刈) 隼人 委員	 横村 (豊浜) 満 委員	 渡邊 (下蒲刈) 哲宏 委員
第4地区 下蒲刈 蒲刈 豊浜 豊					

※担当地区50音順

③ 農業委員会の役割（農業委員、農地利用最適化推進委員）

農業委員会の重要な業務として、「農地等の利用の最適化の推進」が位置づけられています。

農地等の利用の最適化の推進とは右記の①②③により農地等の利用の効率化・高度化を促進することです。

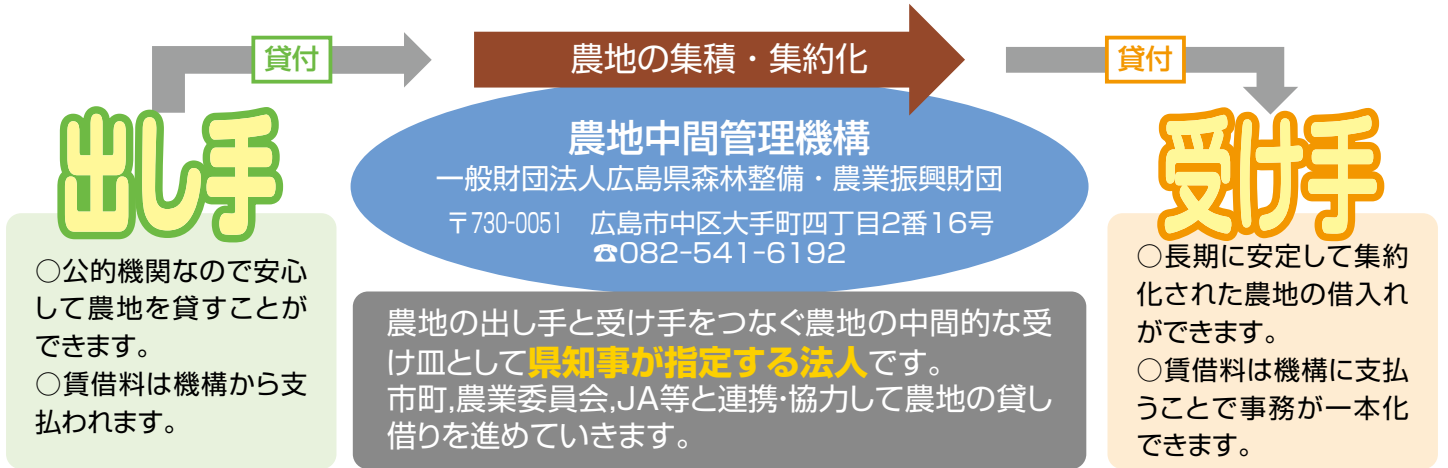
- ① 担い手への農地利用の集積・集約化
- ② 遊休農地の発生防止・解消
- ③ 新規参入の促進

④ 農地を貸し借りするためには手続きが必要です

- ① 農地法第3条の規定による農業委員会の許可
- ② 農業経営基盤強化法に基づく利用権の設定（一部利用できない地域があります。）

「農地中間管理事業」を活用してみませんか？

農地中間管理事業とは、②の制度を利用した農地の貸し借りの「新しいしくみ」です。



貸付申込みは
随時受付中です。

地域での話し合いにより「人・農地プラン」を作成した地域で重点的に実施します。

⑤ 下限面積を緩和しました

農地の売買や貸し借りする場合の許可要件として、一定以上の耕作面積が必要で、これを下限面積といいます。令和元年12月1日より緩和しました。

緩和の理由

- 新規就農を促進するため
- 市外からの移住・定住促進に寄与するため

下限面積

地区名	設定面積
呉市全域	10アール（1,000㎡）
呉市全域で下記要件を満たす場合 (1) 呉市空き家バンク実施要綱に基づき、登録された空き家に付随する農地であること。 (2) 呉市空き家バンクに付随する農地の下限面積指定要領に基づき、空き家の契約にあわせて、上記の農地の手続きを行うものであること。	0.1アール（10㎡）

◎ 令和2年度呉市の農業関係の助成制度

新規就農者総合支援事業

問い合わせ：農林水産課 農業振興センター ☎77-0374

新規就農定着 支援奨励金

呉市内で営農開始して5年以内で60歳以下の方（この他にも条件があります。）に、就農初期に必要な設備・機械整備・農地取得等に要する経費を助成します。100万円以内（新規就農者は経費の全額、後継者は経費の2分の1）

実践農業技術研修 支援奨励金

新規就農者（研修終了時45歳以下）の就農前研修（6か月以上2年以内）にかかる経費を助成します。

呉市内認定農業者の研修受入先（呉市内認定農業者）に一人あたり96万円以内

農業次世代人材 投資資金 (経営開始型)

新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間、経営安定を図るための経費を助成します。経営開始1年目150万円、2年目以降は前年所得により変動します（最長5年間）。

次の条件をすべて満たすこと

- 独立・自営就農時の年齢が50歳未満であること
- 農地の所有権または利用権を有していること
- 自ら作成した青年等就農計画が認定され、主体的に農業経営ができること
- 農業大学校や県指定の認定研修施設で農業技術等を習得し、青年等就農計画の達成が確実に見込めること

※この他にも条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

担い手農家への農地集積支援

問い合わせ：農林水産課 農業振興グループ ☎25-3318

農地利用集積 促進事業

担い手への農地の利用集積を進め安定的な農業経営を推進するため、農地所有者、農地の借り手に助成します。

認定農業者等が新規で5年以上の借地をした場合の農地所有者、農地の借り手

- 10アールあたり 15,000円

有害鳥獣対策事業

問い合わせ：農林水産課 農林保全グループ ☎25-3339

防護柵等資材 購入助成事業

有害鳥獣による農作物等の被害を防ぐため、防護柵等の設置または、既に設置してある防護柵等の補修や畦畔の復旧等に必要な土のう袋の購入費用の一部を助成します（条件があります）。

- 助成金額は事業対象資材の購入費の1/3以内で、同一年度で6万円以内です。(平成30年7月豪雨災害により被災した農地のうち災害復旧事業により復旧する農地に係るものについては、上限はありません。)

防護柵貸与事業

農業者等が共同で大規模な防護柵を設置する場合、必要な資材を無料でお貸しします。耕作農地30アール以上、延長200メートル以上などの条件がありますのでお問い合わせください。

捕獲報償金

呉市内で適法に有害鳥獣を捕獲した方に助成します。

- イノシシ・シカ捕獲報償金 1頭 4,000円
- イノシシ・シカ埋設報償金 1頭 5,000円
(狩猟による捕獲は除きます。)

狩猟免許取得助成

有害鳥獣捕獲のため、新たに狩猟免許を取得する場合に、その費用の一部を助成します。



◎ 農業用ため池の維持管理・点検 問い合わせ：農林土木課 ☎25-3586

台風などの大雨に備えて、日頃から所有者・管理者が草刈りなどの維持管理・点検などを行い、異常を早期発見できるようにしましょう。

- 余水吐及び堤体の点検を行ってください。
- 洪水時に備え、余水吐のつまりの原因となる、ため池内の流木、浮遊物を除去してください。
- かんがい用水の確保に留意しつつ、可能な範囲で水位を低下させてください。
- ため池の変状が認められた場合は、呉市役所農林土木課へご連絡ください。